

徳島市総合事業説明会質問事項(H28.11.28～30サービス事業所向け説明会におけるQ&A)

No.	質問事項	回答
1	利用者への説明・案内用パンフレットは市で用意してくれるのか。	平成28年11月28日～30日開催の総合事業説明会資料として、市民説明用リーフレットを配布しておりますので、そちらをご利用ください。
2	サービス計画書等の様式は市から示されるのか。	新たなサービス計画書等の様式をお示しする予定は現在のところありません。従来の様式の標題を変更して使用していただくこととしています。
3	(要支援者の総合事業利用にかかる利用料金について) 1回の利用料金が380単位(原文ママ)とのことだったが、運動器機能向上加算等の加算を取得している事業所についても、1回あたりの利用料金に変更はないのか。	サービスに係る介護報酬は計画に位置付けた区分により実績に基づいた回数で算定していただきますが、加算については事業所で加算の要件を満たす場合には、算定することが可能です。
4	(回数制による報酬の設定について) 事業対象者が希望し、計画に定めれば、月5回以上の利用ができるという考え方で良いか。 (デイサービス利用の例) ・要支援1の人が月5回利用・・・1,647単位(月額) ・事業対象者が月5回利用・・・389単位×5回=1,945単位	お見込みのとおり。 介護予防給付の現行基準を引き継ぐため、介護予防ケアマネジメントに位置付けた場合は原則として月8回までのサービスの利用は可能です。 ただし、事業対象者は要支援1相当の人(限度額)であることから、適切な介護予防ケアマネジメントを行ってください。